

青森県報

第二千二百九十八号

平成十六年
三月八日
(月曜日)

目 次

告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課)	一
一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請	(環境政策課)	一
産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請	(同)	二
生活保護法による施術者の指定	(健康福祉政策課)	三
生活保護法による医療機関の指定	(健康医療課)	三
結核予防法による医療機関の指定	(同)	三
介護支援専門員実務研修受講試験を行う者の指定	(高齢福祉保険課)	四
身体障害者福祉法による居宅支援事業者の指定	(障害福祉課)	四
知的障害者福祉法による居宅支援事業者の指定	(同)	五
児童福祉法による居宅支援事業者の指定	(同)	五
保安林の指定解除予定	(林政課)	五
都市計画の変更	(都市計画課)	五
右 同	(同)	六
青森県指定金融機関等の指定の一部改正	(経理課)	六
公告	(同)	六
特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告	(文化・スポーツ振興課)	六
建設業者の許可の取消し	(弘前県土整備事務所)	六
右 同	(同)	七
出先機関	(同)	七
土地改良区の清算人の退任	(中農林水産事務所)	七

土地改良区の役員の退任……………
 土地改良事業の工事の完了……………
 (農北 農林水産所) ……七
 (同) ……八

告 示

青森県告示第四百四十四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、青森県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十六年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称 株式会社柿本商店	代表者の名 柿本 哲平	主たる事務所又は事業所の所在地 むつ市新町六の一	指定取消年月日 平成一六・三・一
--------------------	----------------	-----------------------------	---------------------

青森県告示第四百四十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 1 名称
有限会社川村商会

2 住所

三沢市大字三沢字上屋敷一六三番地六三三

3 代表者の氏名

代表取締役 川村 登

二 一般廃棄物処理施設の設置の場所

三沢市大字三沢字戸崎一〇一番一四三五、一〇一番一三六六

三 一般廃棄物処理施設の種類

ごみ処理施設(焼却施設)

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

可燃ごみ、粗大ごみ

五 申請年月日

平成十五年六月九日

六 申請書及び一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧

1 場所

青森県環境生活部環境政策課

青森県環境保健センター八戸環境管理事務所

三沢市民生部ごみゼロ推進課

2 期間

平成十六年三月八日から同年四月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

七 意見書の提出

当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年四月二十二日

2 提出先

〒〇三〇 八五七〇 青森市長島一丁目一番一号

青森県環境生活部環境政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設の設置の場所及び種類

(三) 意見

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県告示第四百十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称

有限会社川村商会

2 住所

三沢市大字三沢字上屋敷一六三番地六三三

3 代表者の氏名

代表取締役 川村 登

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

三沢市大字三沢字戸崎一〇一番一四三五、一〇一番一三六六

三 産業廃棄物処理施設の種類の焼却施設

汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄物の焼却施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、ゴムくず、廃油、汚泥、動植物性残渣、感染性廃棄物、自動車等破砕物、金属くず、ガラスくず(これらについては感染性廃棄物及び自動車等破砕物に限る。)

五 申請年月日

平成十五年六月九日

六 申請書及び産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影

響についての調査の結果を記載した書類の縦覧

1 場所

青森県環境生活部環境政策課

青森県環境保健センター八戸環境管理事務所

三沢市民生部ごみゼロ推進課

2 期間

平成十六年三月八日から同年四月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

七 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年四月二十二日

2 提出先

〒〇三〇 八五七〇 青森市長島一丁目一番一号

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる産業廃棄物処理施設の設置の場所及び種類

(三) 意見

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県告示第百四十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	年指定 月日
佐々木千代吉	八戸市南類家三丁目八の一	類家中央整骨院	八戸市南類家三丁目八の一	平成 一五・二・一

青森県告示第百四十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十六年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
協立クリニック	青森市大字浦町字奥野四三四の二	平成一六・二・一六

青森県告示第百四十九号

青森県結核予防補助金交付規程(昭和三十七年三月青森県告示第百五十二号)第二条第一項の規定により平成十五年度における基準を次のとおり定めたので、同条第二項の規定により告示する。

平成十六年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

補助金の算定の基礎となる額は、次の表の上欄に掲げる基準額の合計額、同表の下欄に掲げる補助対象経費(補助金の交付の対象となる経費をいう。)の支支出額又は補助金の交付の対象となる事業に要した経費から寄附金その他の収入額を控除した額のいずれが少ない方の額とする。

基 準 額	補 助 対 象 経 費
<p>一 七十五円に保健所でレンズカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額</p> <p>二 四百五十二円に医療機関（保健所を除く。以下同じ。）でレンズカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額</p> <p>三 九十円に保健所で七〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額</p> <p>四 四百七十四円に医療機関で七〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額</p> <p>五 百十八円に保健所で一〇〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額</p> <p>六 五百一円に医療機関で一〇〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額</p> <p>七 二百九十二円に保健所で精密検査（事後措置としての精密検査を含む。以下同じ。）を受けた者の延べ数を乗じて得た額。ただし、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号。以下「規則」という。）第四条第二項ただし書の規定により直接撮影を省略した場合にあっては百六十五円に保健所で精密検査を受けた者の延べ数を乗じて得た額</p> <p>八 六千四百四十七円に医療機関で精密検査を受けた者の延べ数を乗じて得た額。ただし、規則第四条第二項ただし書の規定により直接撮影を省略した場合にあっては五千五百円に医療機関で精密検査を受けた者の延べ数を乗じて得た額、</p>	<p>学校又は施設の長が結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第四条第一項の規定により行う定期の健康診断に要する経費</p>

やむを得ない事情で直接撮影のみを行った場合にあっては千七百十円に医療機関で直接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額

青森県告示第百五十号

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十五条の二第一項の規定により、次のとおり介護支援専門員実務研修受講試験を行う者を指定したので、同条第八項の規定により公示する。

平成十六年三月八日

- 一 名称 青森県知事 三 村 申 吾
 - 二 主たる事務所の所在地 社会福祉法人青森県社会福祉協議会
 - 三 指定年月日 青森市中央三丁目二〇の三〇
- 平成十六年二月二十五日

青森県告示第百五十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、次のとおり身体障害者居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第七十条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十六年三月八日

<p>名 称</p> <p>指定居宅支援事業者</p>	<p>主たる事務所</p> <p>身体障害者居宅支援の種類</p>	<p>名 称</p> <p>身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所</p>	<p>所在地</p> <p>青森県知事 三 村 申 吾</p>
<p>所</p> <p>主たる事務所所在地</p>	<p>名 称</p> <p>所在地</p>	<p>年 指</p> <p>月 日 定</p>	

特定非営利活動法人 パルヘル ホーム 協賛 登録 保証 協会	東京都小平市 小金井南町 花小金井六 丁目二六の 一〇二六号 オース 三〇二 一〇二 号室	居宅介護 等事業	青森パ ー ソ ン タ ン ト シ ス テ ム	青森市緑一 丁目二一 階 T N P ビ ル	平成 一 六 ・ 三 ・ 一
--	---	-------------	---	---	----------------------------------

青森県告示第百五十二号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定によ
り、次のとおり知的障害者居宅支援事業を行う者を指定したので、同法第十五条の二
十三第一号の規定により公示する。

平成十六年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	名称	所在地	指 定 年 月 日
	特定非営利活動法人 パルヘル ホーム 協賛 登録 保証 協会	東京都小平市 小金井南町 花小金井六 丁目二六の 一〇二六号 オース 三〇二 一〇二 号室	居宅介護 等事業	青森パ ー ソ ン タ ン ト シ ス テ ム	青森市緑一 丁目二一 階 T N P ビ ル	平成 一 六 ・ 三 ・ 一

青森県告示第百五十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、
次のとおり児童居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の二十三
第一号の規定により公示する。

平成十六年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	児童居宅支援の種類	名称	所在地	指 定 年 月 日
	特定非営利活動法人 パルヘル ホーム 協賛 登録 保証 協会	東京都小平市 小金井南町 花小金井六 丁目二六の 一〇二六号 オース 三〇二 一〇二 号室	居宅介護 等事業	青森パ ー ソ ン タ ン ト シ ス テ ム	青森市緑一 丁目二一 階 T N P ビ ル	平成 一 六 ・ 三 ・ 一
	社会福祉法 人新泉会	八戸市大字是 川字檜館平三 〇の二二一	児童居宅 支援の種 類	デイサー ビス事 業	八戸市大字十 一市字塚ノ下 一の一七	"
			児童居宅生活支援事業を 行う事業所	デイサー ビスセン ターピ ュアこ だま		

青森県告示第百五十四号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二
十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十六年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 解除予定保安林の所在場所
西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字上清水崎二〇の一三四、二〇の一三五、二
〇の一三六、二〇の一三七
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 保安林を解除しようとする理由
指定理由の消滅

青森県告示第百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、青森都市
計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十
一条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び青森市都市整備部都市政
策課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、浪岡都市
計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十
条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び浪岡町建設課に備え置い
て縦覧に供する。

平成十六年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第百五十七号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一
部を次のように改正する。

平成十六年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

「 東北労働金庫黒石支店	黒石市大字乙大工町	を
「 東北労働金庫黒石支店	黒石市大字内町	に改める。

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証
の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十六年二月二十三日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人スワン

- 三 代表者の氏名
谷川 忠

- 四 主たる事務所の所在地
むつ市

- 五 定款に記載された目的

この法人は、市民と行政との交流を基盤に、「明るい豊かな街づくり」の実現を
めざし、むつ市の発展と市民の経済活動に係る諸問題を解決し市民の自己決定と自
己責任に基づく市民社会の実現に寄与することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり
建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社 鷲 森山組
- 二 代表者の氏名 森山 たけ
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字清富町四の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般・一三)第一三四八七号
- 五 取消年月日 平成十六年二月二十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十六年二月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 亮仁組
- 二 氏名 藤田 亮
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字元薬師堂一の九
- 四 許可番号 青森県知事許可(般・一三)第三六〇一号
- 五 取消年月日 平成十六年二月二十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事、建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十六年二月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の清算人の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した日沼野曾江土地改良区から、次のとおり清算人の退任の届出があったので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により公告する。

平成十六年三月八日

中南方農林水産事務所長 高 畑 幸

氏 名	住 所	退任の年月日
葛西 金逸	南津軽郡尾上町大字日沼字高田一四四	平成六・二・三
樋口 勝彦	" " " " 一七三	"
奈良 唯七	平賀町大字杉館字宮元一一九の一	"
花田 良造	尾上町大字西野曾江字川崎三の三	"
葛西 守	田舎館村大字大袋字松元一九八	"

土地改良区の役員退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、市浦村土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十六年三月八日

北方農林水産事務所長 斉 藤 剛

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日

理事 奈良 正次郎

北津軽郡市浦村大字太田字山の井一
九〇

平成一五・二・一

土地改良事業の工事の完了

鹿ノ子堰地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十六年三月八日

北地方農林水産事務所長 斉 藤 剛

一 県営土地改良事業の名称

ため池等整備事業

二 工事完了年月日

平成十五年十二月二十六日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五
号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭